

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
<p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本事業契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(26) (省略) (27)「運営協議会」とは、第75条に基づき開催されるものをいう。 (28)、(29) (省略)</p> <p>第2条～第28条 (省略)</p> <p>(本施設の大規模修繕業務)</p> <p>第29条 1～5 (省略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>6 本施設の大規模修繕については、必要に応じて竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面の写しを、事業者は県に対して提出する。</p> <p>7 県は、技術革新などに伴い、大規模修繕を行うことにより、本施設の維持管理等業務費用の低減が見込まれる場合には、サービス購入料を減額するものとする。ただし、この場合、県と事業者は協議の上で、県が定める低減費用の一定割合額について、事業者にとどめおくものとする。</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第30条 県は、大規模修繕が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対し、当該大規模修繕の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完又は損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、県は、履行の追完を請求することができない。</p> <p>2 前項の場合において、事業者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p> <p>3 第1項の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じてサービス購入料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちにサービス購入料の減額を請求</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本事業契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(26) (省略) (27)「運営協議会」とは、第74条に基づき開催されるものをいう。 (28)、(29) (省略)</p> <p>第2条～第28条 (省略)</p> <p>(本施設の大規模修繕業務)</p> <p>第29条 1～5 (省略)</p> <p>6 事業者が行った大規模修繕業務が、入札説明書等で求める要求性能を充たさない場合又は県と事業者との当初の協議とは異なる業務を行った場合などの事由があるときには、県は事業者に修補を請求することができ、修補により填補されないその他の損害がある場合には事業者は県にその損害について賠償するものとする。なお、本施設の躯体に係る修補又は修補に代わる損害賠償の請求は、本条5項による県の確認後3年、設備については1年とする。</p> <p>7 本施設の大規模修繕については、必要に応じて竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面の写しを、事業者は県に対して提出する。</p> <p>8 県は、技術革新などに伴い、大規模修繕を行うことにより、本施設の維持管理等業務費用の低減が見込まれる場合には、サービス購入料を減額するものとする。ただし、この場合、県と事業者は協議の上で、県が定める低減費用の一定割合額について、事業者にとどめおくものとする。</p>	

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
<p>することができる。</p> <p>(1) 履行の追完が不能であるとき</p> <p>(2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(3) 大規模修繕の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)に掲げる場合のほか、県がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>4 県は、大規模修繕に関し、本条第5項の規定による確認（以下この条において単に「確認」という。）をした日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス購入料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、大規模修繕における設備の契約不適合については、県が確認をして直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、確認をした日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。</p> <p>6 第4項及び第5項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>7 県が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、県が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</p> <p>8 県は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</p> <p>9 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p>10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</p> <p>11 県は、大規模修繕の確認をした際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>12 大規模修繕の契約不適合が支給材料の性質又は県の指示により生じたものであるときは、県は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>		

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
<p>(近隣等対応) 第<u>31</u>条 (省略)</p> <p>(第三者等に及ぼした損害等) 第<u>32</u>条 (省略)</p> <p>(保険加入) 第<u>33</u>条 (省略)</p> <p>(患者利便施設の運営) 第<u>34</u>条 (省略)</p> <p>(第三者等への損害) 第<u>35</u>条 (省略)</p> <p>(使用許可) 第<u>36</u>条 (省略)</p> <p>(公共料金) 第<u>37</u>条 (省略)</p> <p>(サービス購入料) 第<u>38</u>条 (省略)</p> <p>(物価の変動) 第<u>39</u>条 (省略)</p> <p>(サービス購入料の返還) 第<u>40</u>条 事業者が業務報告書に故意に虚偽の記載を行うなど県によるモニタリングの正確さを妨げ又は信頼性を害する行為を行った場合には、事業者は、県に対して、当該虚偽記載がなければ県が減額し得たサービス購入料の倍額を返還しなければならない。この場合において、事業者は、県がサ</p>	<p>(近隣等対応) 第<u>30</u>条 (省略)</p> <p>(第三者等に及ぼした損害等) 第<u>31</u>条 (省略)</p> <p>(保険加入) 第<u>32</u>条 (省略)</p> <p>(患者利便施設の運営) 第<u>33</u>条 (省略)</p> <p>(第三者等への損害) 第<u>34</u>条 (省略)</p> <p>(使用許可) 第<u>35</u>条 (省略)</p> <p>(公共料金) 第<u>36</u>条 (省略)</p> <p>(サービス購入料) 第<u>37</u>条 (省略)</p> <p>(物価の変動) 第<u>38</u>条 (省略)</p> <p>(サービス購入料の返還) 第<u>39</u>条 事業者が業務報告書に故意に虚偽の記載を行うなど県によるモニタリングの正確さを妨げ又は信頼性を害する行為を行った場合には、事業者は、県に対して、当該虚偽記載がなければ県が減額し得たサービス購入料の倍額を返還しなければならない。この場合において、事業者は、</p>	

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
<p>サービス購入料を支払った日から返還がなされた日までの日数に応じ、減額し得たサービス購入料の倍額に対して、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）</u>第8条1項の規定に基づき、財務省告示で定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により算出した額を遅延賠償金として県に支払わなければならない。なお、この遅延賠償金の支払いは、その他の損害がある場合の県による賠償請求を妨げない。</p> <p>（事業者の収入） 第41条 （省略）</p> <p>（患者利便施設の収入の増減） 第42条 （省略）</p> <p>（契約期間） 第43条 （省略）</p> <p>（本事業契約終了後の本施設の供用に伴う修繕更新） 第44条 （省略）</p> <p>（本事業契約終了又は解除後における本施設に係る措置） 第45条 本事業契約の終了又は解除の場合であって本施設が現存しているときは、事業者は本施設が入札説明書等により定める要求性能を維持しており、かつ、業務実施指針に定める水準に合致していることを自らの責任と費用において確認することとし、確認の結果不備が発見された場合には回復のための必要な措置を行うものとする。 2 県は、前項に係る回復のための必要な措置が契約の内容に適合しないものであるときは、<u>第30条を準用する。</u></p> <p>3 事業者は、本条による修補及び賠償責任が確実に履行されるよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>（解散決議前の債務の承継） 第46条 事業者は、本事業契約の終了又は解除後においても弁済されない債</p>	<p>県がサービス購入料を支払った日から返還がなされた日までの日数に応じ、減額し得たサービス購入料の倍額に対して、<u>支払遅延防止法第8条1項の規定に基づき、財務省告示で定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により算出した額を遅延賠償金として県に支払わなければならない。</u>なお、この遅延賠償金の支払いは、その他の損害がある場合の県による賠償請求を妨げない。</p> <p>（事業者の収入） 第40条 （省略）</p> <p>（患者利便施設の収入の増減） 第41条 （省略）</p> <p>（契約期間） 第42条 （省略）</p> <p>（本事業契約終了後の本施設の供用に伴う修繕更新） 第43条 （省略）</p> <p>（本事業契約終了又は解除後における本施設に係る瑕疵担保期間） 第44条 本事業契約の終了又は解除の場合であって本施設が現存しているときは、事業者は本施設が入札説明書等により定める要求性能を維持しており、かつ、業務実施指針に定める水準に合致していることを自らの責任と費用において確認することとし、確認の結果不備が発見された場合には回復のための必要な措置を行うものとする。 2 本条1項に定める回復のための措置の瑕疵担保責任に基づく修補請求又はそれに代わる損害賠償請求の瑕疵担保期間は、<u>本事業契約の終了の場合には、終了日から躯体については3年、設備については1年とし、本事業契約の解除の場合には、解除の日から躯体については3年、設備については1年とする。</u></p> <p>3 事業者は、本条による修補及び賠償責任が確実に履行されるよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>（解散決議前の債務の承継） 第45条 事業者は、本事業契約の終了又は解除後においても弁済されない債</p>	

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
<p>務（契約不適合責任に伴う履行債務等及び不法行為に基づく損害賠償債務などを含む。）がある場合には、解散決議前までに、県の事前の承認を得た上で、出資者ないし協力企業に当該債務を承継せしめること等も含め当該債務の支払い方法につき、県と協議を行うものとする。</p> <p>（本事業契約の終了又は解除に伴う本事業の継承） 第 47 条 （省略）</p> <p>（終了時における手続等） 第 48 条 第 43 条による本事業契約の終了に際しては、<u>県及び事業者は本事業契約を終了する予定日から遅くとも 6 ヶ月前までに協議を行うものとする。</u>ただし、本事業契約を解除する場合についてはこの限りではない。</p> <p>2 本条 1 項により行う協議については、以下の事項を協議する。</p> <p>(1) 本事業契約終了後、本施設が当該終了年度の翌年度に県が大規模修繕に類する程度の修繕を実施する必要がない状態であることの確認</p> <p>(2) 本事業契約終了時において、本施設が入札説明書等に定める要求性能等を満たしているであろうことの確認</p> <p>(3) 本事業契約の終了に伴う協議</p> <p>(4) 事業者が県に譲渡する知的財産権及び事業者自ら又は協力企業もしくは受託事業者をして県に本施設の供用期間満了まで無償で使用許諾させる知的財産権の確認</p> <p>(5) その他上記(1)から(4)に付随する事項</p> <p>3 県及び事業者は、<u>本条第 1 項の協議</u>における決定事項を書面にて記録するものとする。</p> <p>4 県は、本事業契約を終了する場合は、<u>本条第 1 項の協議</u>を経て、最終のモニタリングを実施し、その終了を確認した後にサービス購入料の最終回の支払に応じるものとする。</p> <p>5 <u>本条第 1 項の協議が整わなかった場合には運営協議会の協議によるものとする。</u></p> <p>（事業者の債務不履行による契約の解除） 第 49 条 （省略）</p> <p>（県による債務不履行） 第 50 条 県が本事業契約に基づいて履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合には、第 66 条のほか本事業契約に別に定める場合を除き、県は、当該支払金額に対し、遅延日数に応じ 1 日当たり <u>支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務省告示で定められた政府契約の支払遅延</u></p>	<p>務（瑕疵担保責任に伴う履行債務等及び不法行為に基づく損害賠償債務などを含む。）がある場合には、解散決議前までに、県の事前の承認を得た上で、出資者ないし協力企業に当該債務を承継せしめること等も含め当該債務の支払い方法につき、県と協議を行うものとする。</p> <p>（本事業契約の終了又は解除に伴う本事業の継承） 第 46 条 （省略）</p> <p>（終了時における手続等） 第 47 条 第 42 条による本事業契約の終了に際しては、<u>_____本事業契約を終了する予定日から遅くとも 6 ヶ月前までに運営協議会を開催するものとする。</u>ただし、本事業契約を解除する場合についてはこの限りではない。</p> <p>2 本条 1 項により開催される運営協議会においては、以下の事項を協議する。</p> <p>(1) 本事業契約終了後、本施設が当該終了年度の翌年度に県が大規模修繕に類する程度の修繕を実施する必要がない状態であることの確認</p> <p>(2) 本事業契約終了時において、本施設が入札説明書等に定める要求性能等を満たしているであろうことの確認</p> <p>(3) 本事業契約の終了に伴う協議</p> <p>(4) 事業者が県に譲渡する知的財産権及び事業者自ら又は協力企業もしくは受託事業者をして県に本施設の供用期間満了まで無償で使用許諾させる知的財産権の確認</p> <p>(5) その他上記(1)から(5)に付随する事項</p> <p>3 県及び事業者は、<u>運営協議会</u>における決定事項を書面にて記録するものとする。</p> <p>4 県は、本事業契約を終了する場合は、<u>運営協議会による協議</u>を経て、最終のモニタリングを実施し、その終了を確認した後にサービス購入料の最終回の支払に応じるものとする。</p> <p>_____</p> <p>（事業者の債務不履行による契約の解除） 第 48 条 （省略）</p> <p>（県による債務不履行） 第 49 条 県が本事業契約に基づいて履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合には、第 65 条のほか本事業契約に別に定める場合を除き、県は、当該支払金額に対し、遅延日数に応じ 1 日当たり <u>支払遅延法第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務省告示で定められた政府契約の支払遅延に</u></p>	

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
<p>延に対する遅延利息の率により算出した額を事業者に対し遅延賠償金として支払うものとする。この遅延賠償金の支払は、その他の損害がある場合の事業者による賠償請求を妨げられるものではない。</p> <p>2～3 （省略）</p> <p>（任意解除） 第 51 条 （省略）</p> <p>（債務不履行に基づかない契約の終了） 第 52 条 本事業契約締結後の法令変更又は不可抗力により、事業の継続が不能となった場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要する場合は、県又は事業者は、いずれも第 59 条又は第 63 条に従い本事業契約を終了することができる。</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>（合意による終了） 第 53 条 （省略）</p> <p>（終了又は解除における債務の支払時期） 第 54 条 本事業契約が終了又は解除された場合、県の支払いは、最終のモニタリングを実施し、その結果が適正なものと確認された後に行われるものとする。</p> <p>2 本事業契約の終了又は解除時に本施設が現存していない場合、県の支払いはモニタリングに替えて<u>県及び事業者の協議によって支払額及び支払条件等を定めることとする。ただし、協議が整わなかった場合には、運営協議会の協議によるものとする。</u></p> <p>（公租公課） 第 55 条 1～3 （省略）</p> <hr/> <p>（通知の送付） 第 56 条 （省略）</p>	<p>対する遅延利息の率により算出した額を事業者に対し遅延賠償金として支払うものとする。この遅延賠償金の支払は、その他の損害がある場合の事業者による賠償請求を妨げられるものではない。</p> <p>2～3 （省略）</p> <p>（任意解除） 第 50 条 （省略）</p> <p>（債務不履行に基づかない契約の終了） 第 51 条 本事業契約締結後の法令変更又は不可抗力により、事業の継続が不能となった場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要する場合は、県又は事業者は、いずれも第 58 条又は第 62 条に従い本事業契約を終了することができる。</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>（合意による終了） 第 52 条 （省略）</p> <p>（終了又は解除における債務の支払時期） 第 53 条 本事業契約が終了又は解除された場合、県の支払いは、最終のモニタリングを実施し、その結果が適正なものと確認された後に行われるものとする。</p> <p>2 本事業契約の終了又は解除時に本施設が現存していない場合、県の支払いはモニタリングに替えて<u>運営協議会において支払額及び支払条件等を定めることとする。</u></p> <p>（公租公課） 第 54 条 1～3 （省略）</p> <p>4 <u>本条に定めのない事項については、運営協議会がその費用負担を決定し、県及び事業者はその決定に従わなければならない。</u></p> <p>（通知の送付） 第 55 条 （省略）</p>	

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
<p>(協議及び追加費用の負担) 第 57 条 (省略)</p> <p>(履行義務の免除) 第 58 条 (省略)</p> <p>(契約の終了) 第 59 条 (省略)</p> <p>(通知の送付) 第 60 条 (省略)</p> <p>(協議及び追加費用の負担) 第 61 条 (省略)</p> <p>(不可抗力への対応) 第 62 条 (省略)</p> <p>(契約の終了) 第 63 条 (省略)</p> <p>(事業の一時中止・延期) 第 64 条 (省略)</p> <p>(損害賠償) 第 65 条 (省略)</p> <p>(県の債務の支払い) 第 66 条 (省略)</p> <p>(明細等の提出) 第 67 条 (省略)</p>	<p>(協議及び追加費用の負担) 第 56 条 (省略)</p> <p>(履行義務の免除) 第 57 条 (省略)</p> <p>(契約の終了) 第 58 条 (省略)</p> <p>(通知の送付) 第 59 条 (省略)</p> <p>(協議及び追加費用の負担) 第 60 条 (省略)</p> <p>(不可抗力への対応) 第 61 条 (省略)</p> <p>(契約の終了) 第 62 条 (省略)</p> <p>(事業の一時中止・延期) 第 63 条 (省略)</p> <p>(損害賠償) 第 64 条 (省略)</p> <p>(県の債務の支払い) 第 65 条 (省略)</p> <p>(明細等の提出) 第 66 条 (省略)</p>	

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
<p>(協力企業等への請求) 第 68 条 (省略)</p> <p>(契約上の地位の譲渡等) 第 69 条 (省略)</p> <p>(本施設の名称等) 第 70 条 (省略)</p> <p>(財務書類の提出) 第 71 条 (省略)</p> <p>(秘密保持) 第 72 条 (省略)</p> <p>(知的財産権) 第 73 条 (省略)</p> <p>(資料等の取扱) 第 74 条 (省略)</p> <p>(運営協議会) 第 75 条 (省略)</p> <p>(会計検査等への協力) 第 76 条 (省略)</p> <p>(法令遵守等) 第 77 条 (省略)</p>	<p>(協力企業等への請求) 第 67 条 (省略)</p> <p>(契約上の地位の譲渡等) 第 68 条 (省略)</p> <p>(本施設の名称等) 第 69 条 (省略)</p> <p>(財務書類の提出) 第 70 条 (省略)</p> <p>(秘密保持) 第 71 条 (省略)</p> <p>(知的財産権) 第 72 条 (省略)</p> <p>(資料等の取扱) 第 73 条 (省略)</p> <p>(運営協議会) 第 74 条 (省略)</p> <p>(会計検査等への協力) 第 75 条 (省略)</p> <p>(法令遵守等) 第 76 条 (省略)</p>	

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
<p>(事業契約の変更) 第 78 条 (省略)</p> <p>(準拠法) 第 79 条 (省略)</p> <p>(管轄裁判所) 第 80 条 (省略)</p> <p>(雑則) 第 81 条 本事業契約に定める請求、通知及び承認等は、相手方に対して書面をもって行う。 2 本事業契約 45 条、46 条、47 条、49 条、50 条、54 条、69 条 (ただし 2 項は除く。)、71 条、72 条、73 条、76 条、79 条、80 条及び本条は、本事業契約が終了又は解除された場合であっても、将来にわたり効力を有するものとする。 3 (省略) 4 本事業契約上の期間の定めは、民法 _____ 及び会社法が規定するところによる。なお、日数の計算に当たっては、別段の定めがあるほかは、初日を算入しない。 5 (省略)</p> <p>別紙 1 日程表 (省略)</p> <p>別紙 2 県によるモニタリング及び減額等 (省略)</p> <p>別紙 3 事業者が付保する保険等 本事業契約第 26 条及び第 33 条に基づき、事業者は、自ら、協力企業又は受託事業者をして、以下の保険に加入するものとする。(以下省略)</p> <p>別紙 4 本施設の維持管理業務の概要 (省略)</p>	<p>(事業契約の変更) 第 77 条 (省略)</p> <p>(準拠法) 第 78 条 (省略)</p> <p>(管轄裁判所) 第 79 条 (省略)</p> <p>(雑則) 第 80 条 本事業契約に定める請求、通知及び承認等は、相手方に対して書面をもって行う。 2 本事業契約 44 条、45 条、46 条、48 条、49 条、53 条、68 条 (ただし 2 項は除く。)、70 条、71 条、72 条、75 条、78 条、79 条及び本条は、本事業契約が終了又は解除された場合であっても、将来にわたり効力を有するものとする。 3 (省略) 4 本事業契約上の期間の定めは、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 及び会社法が規定するところによる。なお、日数の計算に当たっては、別段の定めがあるほかは、初日を算入しない。 5 (省略)</p> <p>別紙 1 日程表 (省略)</p> <p>別紙 2 県によるモニタリング及び減額等 (省略)</p> <p>別紙 3 事業者が付保する保険等 本事業契約第 26 条及び第 32 条に基づき、事業者は、自ら、協力企業又は受託事業者をして、以下の保険に加入するものとする。(以下省略)</p> <p>別紙 4 本施設の維持管理業務の概要 (省略)</p>	

事業契約書（案） 修正箇所一覧

修正後	修正前	備考欄
別紙 5 植栽管理業務の概要 （省略）	別紙 5 植栽管理業務の概要 （省略）	
別紙 6 清掃業務の概要 （省略）	別紙 6 清掃業務の概要 （省略）	
別紙 7 環境管理業務の概要 （省略）	別紙 7 環境管理業務の概要 （省略）	
別紙 8 保安警備業務の概要 （省略）	別紙 8 保安警備業務の概要 （省略）	
別紙 9 患者送迎等業務の概要 （省略）	別紙 9 患者送迎等業務の概要 （省略）	
別紙 10 患者利便施設運営の概要 本事業契約第 4 章に定める事業者が行う患者利便施設については、以下の事業運営を計画する。 なお、患者利便施設の運営は、本事業契約第 34 条に基づき、落札者が自ら提案書において提案した事業及び本別紙 10 に記載した事業は最大限に実施されるよう努めるものとする。	別紙 10 患者利便施設運営の概要 本事業契約第 4 章に定める事業者が行う患者利便施設については、以下の事業運営を計画する。 なお、患者利便施設の運営は、本事業契約第 33 条に基づき、落札者が自ら提案書において提案した事業及び本別紙 10 に記載した事業は最大限に実施されるよう努めるものとする。	
別紙 11 業務報告書の概要 （省略）	別紙 11 業務報告書の概要 （省略）	
別紙 12 サービス購入料の金額及び支払スケジュール （省略）	別紙 12 サービス購入料の金額及び支払スケジュール （省略）	